

令和4年度貴船まつり新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

1. 「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」が発令された場合、まつりは中止とする。
国指定重要無形民俗文化財として、その保存団体は将来に向けて伝統を継承していく責務があるが、国等により「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」が発令された場合については、感染拡大防止の観点から、住民及び参加者、観覧者等の安全確保を第一に考え、まつりの執行を中止し、神社祭式のみ執行する。
2. 「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」が発令されていない状況下においては、まつりを執行する。
古くからの伝統行事としての位置づけ、氏子・崇敬者による貴船神社への信仰、神事としての「疫病退散」「無病息災」等、各種心願を祈願するまつりの性質、国指定重要無形民俗文化財としての伝統の維持継承の社会的責務も踏まえつつ、住民・氏子・崇敬者・関係者の理解・協力を得ながら、感染防止措置を十分に講じたうえで、まつりを執行する。
 - (1)参加者のワクチン3回接種、マスク着用（緊急時およびやむを得ない場合の一時的な取り外しを除く）及び手指のアルコール消毒、飛沫防止対策及びソーシャルディスタンスの確保、点呼時における検温報告・体調の確認、発熱等の症状のある者及び濃厚接触者の参加禁止、未成年者の参加自粛等、感染防止における基本的な対策を徹底して実施する。
 - (2)参加団体の長はワクチン3回接種状況を確認のうえ、参加者名簿をとりまとめ、7月1日（金）までに貴船神社へ提出する。参加団体の長もしくは参加団体の長より委任を受けた役員は、参加者名簿に基づき当日点呼を行い、参加者より検温結果の徴求及び体調の確認を実施する。ワクチン3回接種且つ参加者名簿登載の者以外の者、当日発熱及び体調不良の者、濃厚接触者及び同居家族が感染療養中の者の祭への参加は認めない。
 - (3)参加者には、まつり2週間前からの検温を義務付ける。また流行地との往来を避けるよう要請する。
 - (4)渡御・巡幸途中の路上等における飲酒・飲食は固く禁止する（水・茶・スポーツドリンク等の水分補給を除く）。渡御・巡幸途中の食事については、ソーシャルディスタンスを確保したうえでの実施、もしくは感染防止対策実施の食堂等の利用により行う。
 - (5)各行事終了後は直ちに解散・帰宅し、当日の直会等は実施しない。
 - (6)感染防止における基本的な対策を行っても、参加者が密集する等、感染可能性を否定できない項目については、中止もしくは対応策・代替策を講じたうえで執行する。
 - ①海上渡御は中止し、陸路渡御に変更する。
 - ②神社階段の神輿の昇り降りは中止し、神職による神輿への御霊移しを執行する。
 - ③小早船は組立・飾りつけのみ執行し、水浮きは執行しない。
 - ④花山車は車両により巡幸し、検視の回数を削減する。
 - ⑤鹿島踊り奉納は回数削減及び時間短縮のうえ執行する。
 - ⑥神輿は担ぎによる巡幸を取りやめ、車両による巡幸とする。
 - ⑦供奉車については、座席定員の半分以下の人数を定員とし、乗降時には車内のアルコール消毒について責任者を設けて実施する。
 - ⑧囃子については、パチの個人固定使用及び屋台の乗車人員制限を実施する。
 - ⑨祭全体として実施時間の大幅な短縮を行う。
 - (7)各部・各保存会は手指消毒用アルコール及び予備のマスクを備え付けもしくは携行する。
 - (8)例外措置として、囃子における笛、鹿島における唄上げ等は一時的にマスクを外すことを許可するが、他の者との十分な距離を取ることとする。
 - (9)「お旅所発興式」は、感染防止における基本的な対策を講じつつ執行し（参列者にもマスク着用及び手指の消毒等の対策を求め、各お旅所には消毒用アルコール及び予備のマスクを設置）、あわせて神職により新型コロナウイルス感染防止及び終息祈願の祝詞を奏上する。
 - (10)まつりの準備、練習等においても、まつり当日と同様の感染防止対策を実施する。
 - (11)参加団体の長及び役員等責任者は、前項までの内容を参加者及び関係者等に周知・指導する。
3. 現時点（令和4年5月14日現在）では項番（2）のとおり、感染防止対策を講じた上での執行に向けてまつりの準備を進める。ただし、「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」が発令された場合及びまつりの準備期間中において、準備作業等において万が一クラスターが発生した場合は、まつりの準備途中であっても執行を中止する。
4. 本ガイドラインについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び医療提供体制等を鑑み、随時変更できるものとする。
5. 本ガイドラインは、令和4年5月15日より適用する。